

固定資産 (土地)の 現況を 調査します

固定資産(土地)は、総務省が定める固定資産評価基準および茂原市固定資産(土地)評価事務取扱要領に基づき、その年の1月1日の現況により、地目を認定し評価します。

◆調査対象
主に土地の分筆、合筆、地目変更および現況の利用状況の変更(家屋の新築・滅失等)があった土地。
※なお、調査職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。



◆地目認定の例
登記の地目と現況の地目が一致していない場合には、現況の地目によって認定します。例えば、登記地目が農地、山林または雑種地等であっても、

住宅が建っている場合は宅地として認定します。また、認定の単位は原則として一筆ごととし、その土地全体の状況を観察して認定します。



平成32年3月31日までに家屋を新築された方で、次の要件をすべて満たしている場合に、一定の期間について固定資産税を軽減します。

◆対象要件

- ① 専用住宅もしくは居住部分の割合が2分の1以上の併用住宅であること
- ② 居住部分の床面積が、1戸につき50㎡以上280㎡以下であること(共同住宅の場合は、1戸につき40㎡以上280㎡以下)
- ③ 玄関、台所、トイレ、居室

等があり、居室の要件を備えていること

◆軽減率

新築家屋にかかる固定資産税額を2分の1に減額

※ただし、軽減の対象は居住部分について1戸あたり床面積120㎡までとなります。

◆軽減の期間

- ・ 一般の住宅 Ⅱ 新築後3年度分
- ・ 3階建以上の中高層耐火住宅等 Ⅱ 新築後5年度分
- ※ 長期優良住宅の認定を受けて新築された方は、右記の軽減期間がさらに2年度延長されます。軽減を受ける場合は、固定資産税減額申告書および長期優良住宅認定通知書の写しを提出してください。

◆その他

一定の要件を備えた改修工事(住宅耐震改修に伴う工事、バリアフリー改修工事、住宅の省エネ改修工事)を行った場合にも固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

お問い合わせは、
資産税課(2階)
☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

コンクリートブロック塀等の安全点検について

地震により、コンクリートブロック塀の倒壊による被害が生じています。

正しく施工されていないものや、老朽化による傾斜、大きな亀裂のあるコンクリートブロック塀などは、地震時に倒壊して通行人等に危害を及ぼし、避難や救済活動の妨げになる可能性があります。

ブロック塀等の安全性を点検して、災害に備えましょう。

ブロック塀の点検を専門家に依頼する場合は、以下の相談先をご利用ください。

- 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 ☎043 (224) 1640
- 一般社団法人 千葉県建築士会 ☎043 (202) 2100
- 公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会 ☎043 (225) 7881

お問い合わせは、**建築課(8階)**
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

災害救援募金を受付中

平成30年大阪府北部地震および平成30年7月豪雨により被災された方々に対する災害救援募金を、市役所生活課(2階)総務課(4階)、本納支所で受け付けています。

受付日時 平成30年大阪府北部地震
9月21日(金)まで
平成30年7月豪雨
12月14日(金)まで
※土日・休日を除く
8時30分～17時15分まで

送金先 日本赤十字社

お問い合わせは、**総務課(4階)**
☎(20)1519、FAX(20)1602へ。